

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十四年三月十四日第三十一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年二月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

